

(補足) キルギス入国時 PCR 検査陰性証明書の取得起点日について

令和3年1月11日

- キルギスへ入国時、提示の必要な PCR 検査陰性証明書（以下「陰性証明書」とします。）の有効起算日について補足説明致します。
- キルギス政府は陰性証明書の有効起算日を「72時間（3日間）」としていますが、キルギス外務省の補足説明によると、起算日は、キルギスへ向けて出発する飛行機に搭乗する 3日以内に証明書が発行された日 となります。つまり厳密に72時間以内ではなく、出発時刻が何時であろうとも、日付自体が3日前の日付で記載されていれば、有効なものみなされます。具体的には以下のとおりです。



また、フライト時間の遅延、トランジットなど、客観的な理由で陰性証明書の有効期間が切れてしまった場合、到着空港において衛生検疫所職員による質問、体温測定等が実施された後、指定された検査所にて PCR 検査の実施、結果報告が求められます。

- なお、キルギスへ入国する外国人及び無国籍者に対する入国措置は、現時点変更はありません。しかし状況は流動的ですので、常に最新の情報を確認してください。

参考 URL: <https://www.kg.emb-japan.go.jp/information/nyuukokusochi.pdf>

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り 16 番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>